秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

秋田県教育委員会規則第五号

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成三十年秋田県教育委員会規則第二号)秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 の一部を次のように改正する。

秋田県教育委員会教育長

米

田

進

改正後	改正前
四 秋田県立六郷高等学校三 秋田県立大曲工業高等学校一・二 略 別表(第二条関係)	一・二 略 別表(第二条関係)

この規則は、附則 平成三十一年四月一日から施行する。